

令和 8 年度

大阪府中小企業の省エネ・省 CO2 加速化支援事業補助金

対象事業 7

(省エネ設備導入事業対応)

公募要領

令和 8 年 (2026 年) 8 月 19 日更新

【交付申請受付期間】

令和 8 年 8 月 10 日 (月) ~ 令和 9 年 1 月 8 日 (金) 正午

ただし、予算がなくなり次第終了します。

【注意事項】

- この補助金は国の補助事業である令和 7 年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の省エネ(設備単位型)事業の交付決定を受けた中小企業等のうち、実施場所が大阪市内のものを対象としています。ただし、この補助金の独自の要件があります。
- 交付申請の手続きは、上記の国の補助事業で交付決定を受けた中小企業等の事業者自らに行っていただきます。

大阪府省エネ補助金事務局

((一社) 環境技術普及促進協会内)

目 次

1	事業概要.....	1
2	事業の流れ.....	1
3	重要なお知らせ（※国制度との違い等）	2
4	交付申請する者（交付申請者）の要件.....	2
5	補助金交付の対象工事.....	3
6	補助金額の算出と上限額.....	3
7	手続きの全体フローと事業スケジュール.....	4
8	交付申請の手続き方法等.....	6
9	補助金の併用.....	6
10	効果検証への協力.....	7
11	取得財産等の管理と処分の制限	7
12	書類の保管義務.....	7
13	その他注意事項.....	7
	別紙1	9
	更新履歴.....	10

大阪市省エネ補助金事務局（以下「事務局」）は、大阪市から省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付を受け、令和 8 年度大阪市中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業に関する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」）を交付規程^{※1}及び実施要領^{※2}に基づき実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、よく読んで手続きをお願いします。

※1 令和 8 年度省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金 住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業交付規程

※2 省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業実施要領

1 事業概要

中小企業等の早期の省エネルギー化の取組を図り、省エネルギー設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化、経済成長を実現し、GX を加速させるとともに、大阪市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することを本補助事業の目的とします。

本補助事業では、国の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の(Ⅲ)設備単位型[従来枠]として交付決定を受けた者であり、かつ、ユーティリティ設備の更新をした中小企業等を対象として、大阪市が独自に上乗せして補助を行う制度となっており、国の審査結果に連動して補助金を交付します。

2 事業の流れ

この補助金は国の交付決定を受けた中小企業等が事務局へ交付申請を行い、補助金の交付を受けるものです。（大阪市内に事業所を有する者に限る）

なお、リースの場合、設備使用者とリース事業者等で共同申請を行うとともに、補助金はリース料に充てることとします。補助金は国の補助事業の額の確定通知受領及び事務局への実績報告の完了後に補助金の交付を受けるものです。



3 重要なお知らせ（※国制度との違い等）

(1) 令和 8 年度予算による執行と工事着工日の要件

本補助事業は、大阪市の令和 8 年度予算で実施します。一方で、国の「省エネ(設備単位型)事業」は、令和 7 年度補正予算で実施されています。

なお、国では複数年事業もありますが、本補助事業は、「単年度事業」のみが補助対象となり、複数年事業は補助対象外となります。

また、国での事業開始日が交付決定日であるため、**本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に契約・発注行為を行ったものを補助対象とします。**

(2) 「交付申請」と「実績報告」について

「交付申請」については、国から交付決定を受けた後、本補助事業の「交付申請」が可能となります。この際、申請フォームで国の「交付申請内容のわかるポータル画面の写し(pdf)」、「交付決定通知書」「見積書」などを添付していただきます。

また、「実績報告」については、国の交付額確定通知を受けた後、本補助事業の「実績報告」が可能となります。この際、「交付額確定通知書」、「契約日がわかるもの(契約書等)」、「国の補助対象経費がわかるエビデンス(見積書等)」を添付していただきます。

なお、「**実績報告**」については、**令和 9 年 2 月末までに申請フォームによる報告が必須**となります。期限を過ぎると補助金をお支払いできませんので、予めご了承ください。

4 交付申請する者（交付申請者）の要件

本補助金の交付申請できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 国事業の交付決定を受けていること。
- (2) 国事業の交付決定された工事の契約・発注日が令和 8 年 4 月 1 日以降であること。
- (3) 事業実施場所が大阪市内であること。
- (4) 中小企業等*であること。**（リース等の場合は設備使用者）**
- (5) 大阪府で実施の「令和 8 年度中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金」、「令和 8 年度中小企業者の脱炭素に係る自主的取組支援補助金」を受けていないこと。
- (6) 本補助金の交付内容について共同申請者含めてあらかじめ合意を得ていること。
(リースの場合、リース料から補助金相当分(国+大阪市)減額されていることが明確であること。)
- (7) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者

※中小企業等とは、「中小企業者(中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であつて、みなし大企業を除く)」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外」(医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等)であり、かつ従業員が 300 人以下の法人」

- ・業種の類型については、下記リンクをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf

- ・①～②のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とする。
 - ①資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が 5 億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
 - ②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1.5 億円を超える中小・小規模事業者。

5 補助金交付の対象工事

本補助金交付の対象となる工事は下記①、②いずれも満たすものとします。

- ①大阪市内の事業所等において、実施する更新工事が指定設備(ユーティリティ設備)であること。
- ②令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降に契約された工事であること。

6 補助金額の算出と上限額

- ・補助金額は、補助対象経費の 1/3 ですが、1000 円未満は切捨てとなります。（補助対象経費は設備費(税抜き)です。）
- ・補助金額の上限額は、1 申請あたり 300 万円です。

【補助金額の確定方法（国補助等との併用）】

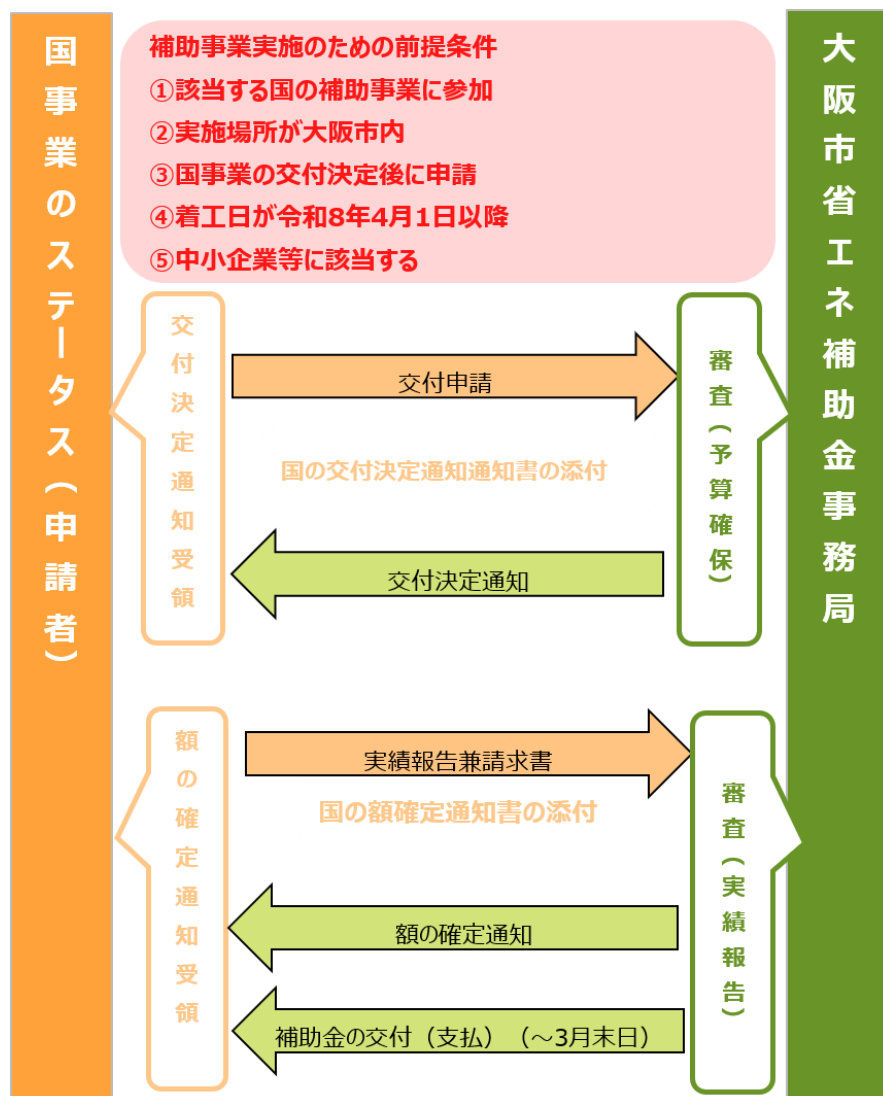
当該工事の補助対象経費から国の補助額を差し引いた額（申請者の実質負担額）が、補助額を下回る場合は、その実質負担額を最終的な補助金額とします。

※算出された金額に 1000 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。

【申請回数に関する注意事項】

国と同様、重複申請はできません。

7 手続きの全体フローと事業スケジュール



(1) 手続きの全体フロー

基本的には申請フォームに必要事項を入力し、添付資料を添付していただくことで手続きは完了します。

交付申請書や交付決定通知書、実績報告書や交付額確定通知書等の書類は入力フォームから自動的に作成されますので、保管をお願いします。

(2) 事業スケジュール

工事着手日の期間	令和 8 年 4 月 1 日以降 ～令和 9 年 1 月 31 日まで
「交付申請」の受付期間	令和 8 年 8 月 10 日（月） 14:00～令和 9 年 1 月 8 日（金） 正午 （ただし、予算がなくなり次第終了）
「実績報告」の受付期間	「交付申請」審査完了後～令和 9 年 2 月 28 日

○対象となる工事の着手日について

本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に着手する工事を補助対象とします。令和 8 年 3 月 31 日以前に着工した工事は補助対象外となりますので、十分にご注意ください。

○受付順と不備の取り扱い

「交付申請」は先着順での受付となります。

申請フォームの入力および必要書類の提出が完了した申請から順に受け付けます。

ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合は、不備が解消された時点で受付完了となります。

○予算上限による受付終了

「交付申請」の受付期間中であっても、補助金の予算上限に達し次第、受付を終了します。この場合、すでに国の交付決定を受けている案件であっても本補助金の交付はできません。

○手続き期限に関する注意事項

「交付申請」の審査が完了し、交付決定がされている場合であっても、令和 9 年 2 月 28 日までに「実績報告」の手続きが行われない場合は補助金の交付ができません。

8 交付申請の手続き方法等

(1) 手続きを行う者

- 4 交付申請する者（交付申請者）の要件を満たす中小企業等（リース等の場合はリース事業者等が手続きを行うこと）

(2) 手続き方法

オンライン申請フォームから提出

アカウントをお持ちでない方は申請前にアカウント登録が必要です。

(3) 手続き内容

①交付申請時に入力する主な内容

○申請者（中小企業等）

住所又は所在地、代表者の肩書/氏名、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレス、補助金振込先の口座情報(申請者名義のもの)

○共同事業者（ESCO 事業者、リース事業者等）

業者の名称、氏名又は名称、現住所、電話番号

○補助対象工事

国の交付決定日、契約年月日、着工日、実施場所の所在地、対象のユーティリティ設備、国のステータス、国の補助対象経費

②提出する添付書類

交付申請

- ・口座の通帳等の写し
- ・国の交付申請情報入力画面の写し
（「交付申請書」、「別紙 1」、「別紙 2」、「実施計画書」、「(c)指定設備」に該当する内容がわかるもの）

実施計画書、指定設備の提出書類

- ・見積書等の設備費用がわかるもの。
- ・国の交付申請書の写し
- ・国の交付決定通知書の写し

実績報告

- ・国の実績報告書の写し
- ・国の交付額確定通知書の写し

9 補助金の併用

本補助金の交付を受ける者は、「省エネ(設備単位型)事業」以外の同種の補助金の交付を重複して受けることはできません。

10 効果検証への協力

共同事業者等は、事業完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含みます。）及び事務局から検証に必要な情報提供の指示があった場合には、協力しなければなりません。

11 取得財産等の管理と処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増した補助対象設備については、補助事業終了後も善良な注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的に活用してください。

本補助事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助事業完了後から設備ごとの処分制限期間の間、本事務局の承認なく、本補助事業の交付を受けた補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

12 書類の保管義務

補助事業者は、本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び以下の証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間適切に保存しなければなりません。

交付決定通知書及び交付額確定通知書

13 その他注意事項

(1) 立入検査等

大阪市又は事務局の職員は、予算執行の適正を期するため必要があるときは、報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

取得した個人情報等は、申請に係る事務処理、通知・連絡、アンケート等の調査、適正な執行の確認に利用します。また、重複受給の確認等のため、国及び国の間接補助事業を実施している事務局等へ提供する場合があります。

(3) 交付決定の取消し及び補助金の返還・延滞金

申請内容に虚偽があった場合や、補助金を他の用途に使用した場合、その他交付規程に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じます。返還期限内に納付がない場合は、大阪市規則に準じて加算金や延滞金が徴収される場合があります。

なお、事務局は、国の事務局の協力を得て本補助事業の交付決定情報を照会し、国の補助金を受給しているか確認します。

(4) 疑義等が生じた場合の対応について

本公募要領に明記されていない事態（交付決定後の事業内容の変更や中止、申請の取下げ、氏名・名称や住所の変更など）が発生した場合や、手続きにおいて不明な点が生じた場合は、自己判断で処理せず、必ず事前に事務局へお問い合わせいただき、その判断や指示を仰いでください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

更新履歴

月日	内 容
令和 8 年 8 月 19 日	表紙 誤記修正 【事前申込受付期間】⇒【交付申請受付期間】
	P.2 4 交付申請する者（交付申請者） の要件にリース等 利用する場合は設備使用者が要件の対象である旨の補足説 明を追記しました。
	P.6 8 交付申請の手続き方法等（1）手続きを行う者 にお いて、リース等利用する場合はリース事業者が手続きを行 う旨の説明を追記しました。